2024年　4月　1日

保護者の皆様へ

施設長

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和5年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人あたり）　（給付対象期間　令和5年4月～令和6年3月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	211,000	211,000	211,000	211,000	211,000	211,000	211,000	211,000	211,000	211,000	211,000	214,220
		3歳児	211,000	211,000	211,000	211,000	211,000	211,000	211,000	211,000	211,000	211,000	211,000	214,220
		4歳以上児	193,460	193,460	193,460	193,460	193,460	193,460	193,460	193,460	193,460	193,460	193,460	196,680
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	206,600	206,490	206,450	206,380	206,350	206,320	206,190	206,220	206,190	206,190	206,160	206,520
	短時間		201,810	201,700	201,660	201,590	201,560	201,530	201,400	201,430	201,400	201,400	201,370	201,730
	標準時間	1・2歳児	121,550	121,440	121,400	121,330	121,300	121,270	121,140	121,170	121,140	121,140	121,110	121,470
	短時間		116,760	116,650	116,610	116,540	116,510	116,480	116,350	116,380	116,350	116,350	116,320	116,680
	標準時間	3歳児	73,790	73,680	73,640	73,570	73,540	73,510	73,380	73,410	73,380	73,380	73,350	73,710
	短時間		69,000	68,890	68,850	68,780	68,750	68,720	68,590	68,620	68,590	68,590	68,560	68,920
	標準時間	4歳以上児	56,850	56,740	56,700	56,630	56,600	56,570	56,440	56,470	56,440	56,440	56,410	56,770
	短時間		52,060	51,950	51,910	51,840	51,810	51,780	51,650	51,680	51,650	51,650	51,620	51,980

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,460	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,460	4,460	4,700
2号認定子ども	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700